

農山漁村地域整備計画事前評価調書

計画の概要	計画の名称	長崎県農山漁村地域整備計画(農業集落排水分野)
	計画策定主体	(一) 長崎市・東彼杵町 (1市1町)
	対象市町村	(一) 長崎市・東彼杵町 (1市1町)
	計画期間	令和6年度～令和10年度(5箇年)
	計画の目標	農村集落の生活排水を適切に処理し、農村環境の向上を図るため、既存の農業集落排水施設を改築更新し、水処理機能の維持及び施設の長寿命化を図るものである。
	評価指標	定量的指標 【農村整備】 農村環境整備の新たな取り組み ○農業集落排水施設の改築・更新による処理水の水質改善 (〃) (〃) ・高浜本村、黒浜・以下宿地区:BOD 10mg/L以下 SS 10mg/L以下 (〃) (〃) ・小口地区:BOD 20mg/L以下、SS 40mg/L以下 (一) (一) ・東彼杵地区(中尾処理区):BOD 20mg/L以下 SS 50mg/L以下 (一) (一) ・東彼杵地区(西部処理区):BOD 20mg/L以下、SS 40mg/L以下
	対象事業	事業名:農村整備 事業型:農業集落排水事業(農業集落排水施設等の整備又は改築)
	全体事業費	(398,415千円) 482,115千円

項目		評価細目	評価	説明欄
評価	目標の妥当性	1 関連する計画との整合性が図られているか	○	長崎県污水処理構想との整合が図られている。
		2 地域の課題に適切に対応する目標となっているか	○	「農整ビジョン」「ながさき農林業・農山村活性化計画」の課題に応じた目標となっており、地域の適切な課題に対応している。
	整備計画の効果・効率性	1 整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか	○	農村集落の生活環境を改善・保全する目標及び指標となっている。
		2 事後評価ができる適切な指標となっているか	○	事業完了後、結果の確認は県、市で行うことから、事後評価が適切に確認できる。
		3 構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか	○	事業の実施後に水質の確認を行うことにより、適切な評価が行える。
	整備計画の実現可能性	1 円滑な事業執行の環境が整っているか	○	構成事業は、地域からの強い要望により実施するものであり、事業執行の環境は整っている。
		2 地元の機運が醸成されているか	○	地元関係者からは実施同意及び、理解を得られている。
	評価結果	[評価基準] 評価 I <u>事業を実施</u> 評価 II 計画の見直し		
		[評価 I]は全項目に○印がついている [評価 II]は1項目でも×印がついている		